

# 「定額減税」わかりやすく解説します

定額減税の概要と押さえておきたい実務のポイント

税理士法人 上杉会計事務所  
代表社員税理士 上杉 恵一

**定額減税の概要**

**押さえておきたい実務のポイント**

**実務スケジュール**

# 定額減税の概要

具体的な実務を行うために必要な知識をおさらいします

# 定額減税の概要

## 1. 制度の全体像

### 所得税

いつ

対象者

減税額

減税方法  
(概要)

令和6年6月1日以後

令和6年分所得税の納税者である居住者※1で、  
合計所得金額が1,805万円以下（給与所得のみの場合は給与  
収入2,000万円以下）の者<sup>注</sup>

本人 3万円

同一生計配偶者※3 3万円

扶養親族※3 1人につき3万円

例) 本人・配偶者・子2人の場合 12万円 (3万円×4人)

#### ① 給与所得者

令和6年6月1日以後最初の給与等(賞与を含む)の源泉徴収税額  
から順次控除。

#### ② 事業所得者等

令和6年分の所得税の第1期分予定納税額から本人の減税額を  
控除。控除しきれない場合は第2期分から控除。

同一生計配偶者等の分は、確定申告または予定納税額の減額  
申請により控除。

### 住民税

令和6年6月1日以後

令和6年度分住民税の所得割の納税義務者※2で、  
令和5年の合計所得金額が1,805万円以下（給与所得のみの  
場合は給与収入2,000万円以下）の者

本人 1万円

控除対象配偶者※4 1万円

扶養親族※4 1人につき1万円

例) 本人・配偶者・子2人の場合 4万円 (1万円×4人)

#### ① 給与所得者（特別徴収）

令和6年6月分は特別徴収せず、令和6年度分の住民税の所得割  
額から減税額を差し引いた額を11等分し、令和6年7月から  
令和7年5月までの11か月間で毎月特別徴収※5。

#### ② 事業所得者等（普通徴収）

令和6年度分の住民税の第1期分納税額から控除。控除しきれ  
ない場合は、第2期分以降から順次控除。

<sup>注</sup> 合計所得金額が1,805万円（給与所得のみの場合は給与収入2,000万円）を超える者は対象外ですが、給与所得者の場合、主たる給与の支払者のもとで①の方法で控除し、年末調整（もしくは確定申告）で精算することとなります。

※1 居住者…国内に住所を有し、または、現在まで引き続き1年以上居所（実際に住んでいる場所）を有する人。

※2 納税義務者…その年の1月1日時点で日本に住所がある人。 ※3 居住者に限る。 ※4 国外居住者を除く。

※5 減税対象外の人（令和5年分合計所得金額が1,805万円超の場合や均等割・森林環境税のみ課税される場合）は従来どおり令和6年6月分から特別徴収します。

# 定額減税の概要

## 2 . 減税額

対象者	減税額	
	所得税	住民税
本人	3万円	1万円
配偶者	3万円	1万円
扶養親族	3万円	1万円

扶養親族1人あたりの額です。

## 定額減税の概要

## 2. 減税額

例



本人



同一生計配偶者

子ども  
(扶養親族)子ども  
(扶養親族)

	減税額		対象者		定額減税額 (合計)
所得税	<u>3万円</u>	×	4人	=	<u>12万円</u>
住民税	<u>1万円</u>	×	4人	=	<u>4万円</u>

16歳未満の扶養親族も定額減税の対象者に該当します。

# 定額減税の概要

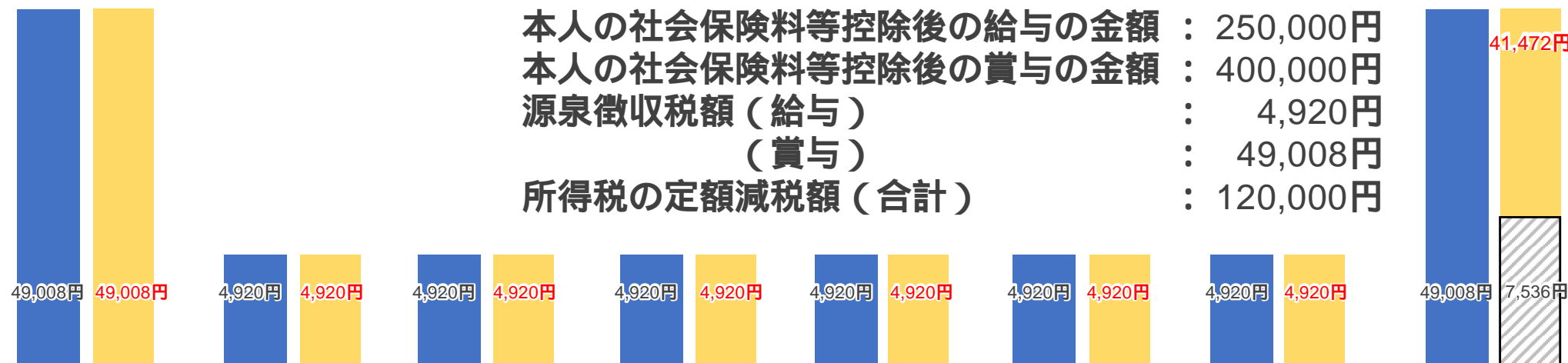
## 2. 減税額 | 所得税

例



■ 源泉徴収税額 ■ 納税額 ■ 減税額

本人の社会保険料等控除後の給与の金額 : 250,000円  
 本人の社会保険料等控除後の賞与の金額 : 400,000円  
 源泉徴収税額 (給与) : 4,920円  
 (賞与) : 49,008円  
 所得税の定額減税額 (合計) : 120,000円



	6月賞与	6月給与	7月給与	8月給与	9月給与	10月給与	11月給与	12月賞与
源泉税	49,008円	4,920円	4,920円	4,920円	4,920円	4,920円	4,920円	49,008円
減税額	49,008円	4,920円	4,920円	4,920円	4,920円	4,920円	4,920円	41,472円
納税額	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	7,536円
累計額	49,008円	53,928円	58,848円	63,768円	68,688円	73,608円	78,528円	120,000円
控除残	70,992円	66,072円	61,152円	56,232円	51,312円	46,392円	41,472円	0円

控除しきれない場合は年末調整で控除  
 年末調整で控除しきれない場合は給付措置の見込み

# 定額減税の概要

## 2 . 減税額 | 所得税

### ➤ 月次減税事務

令和6年6月1日以後に支払う給与などの源泉徴収税額から  
その時点の定額減税額を控除する事務

### ➤ 年調減税事務

年末調整時点の定額減税額に基づき精算を行う事務



# 定額減税の概要

## 2. 減税額 | 住民税

例

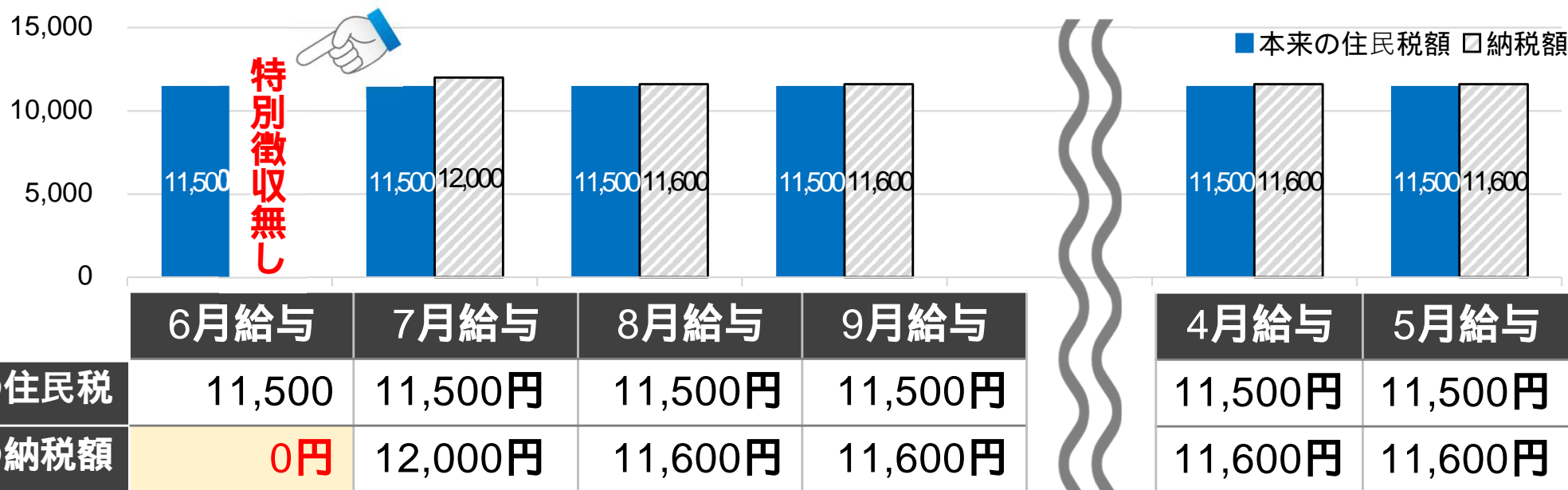


本人

本人の令和6年分の個人住民税額：11,500円

個人住民税額 減税額 7月～翌5月 納付税額

$$(11,500円 \times 12か月 - 10,000円) \div 11か月 = 11,600円$$



100円未満を切り捨てた金額を8～5月まで徴収し、切り捨てられた端数は最初の7月分に上乗せして徴収します。

## 押さえておきたい 実務のポイント

**給与担当の皆さまが実務において留意すべき事項  
を確認します。**

Point 1

**減税を行う時期**

Point 2

**減税対象の把握**

Point 3

**給与・賞与の減税後の所得税計算**

Point 4

**給与（賞与）支払明細書への控除額の記載**

Point 5

**納付書の記載内容**

# 押さえておきたい実務のポイント

## Point 1

## 減税を行う時期

**スタート**

**6月最初の給与・賞与の支給**

4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月

租税特別措置法改正案 第41条第3項第7号に基づきます。

~~月次の給与・賞与では減税せず  
年末調整ですべて精算しよう~~



~~本人分のみ月次で減税して  
扶養親族分は年末調整で  
精算しよう~~

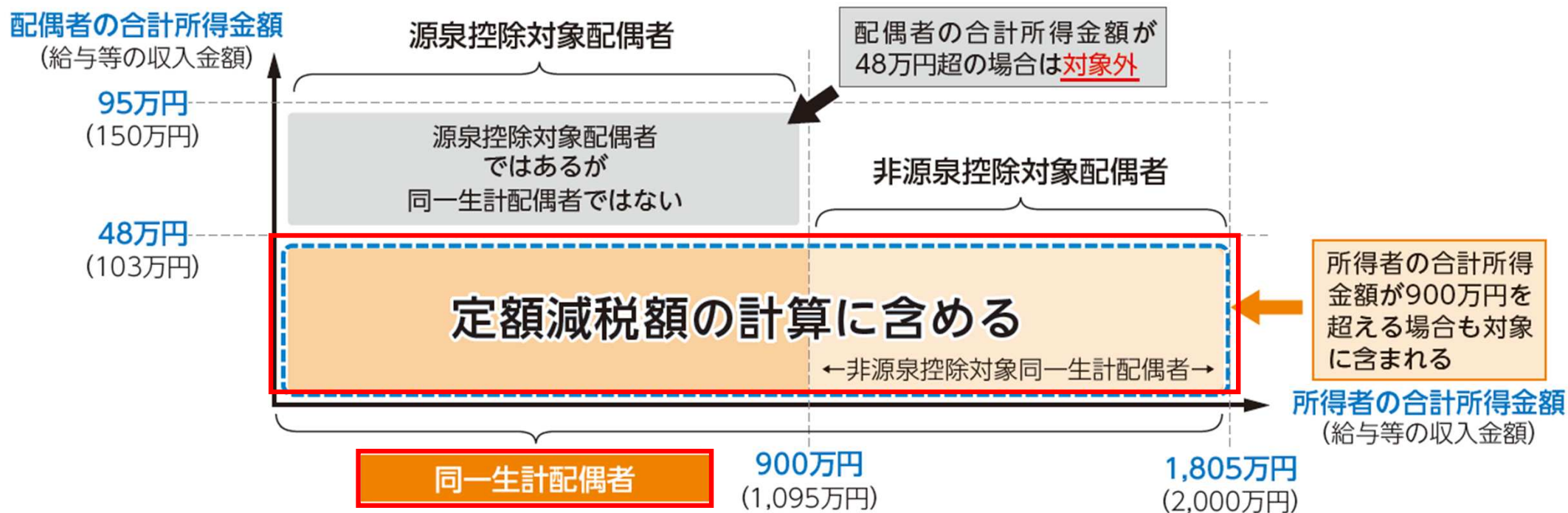
## Point 2

### 減税対象の把握

- ✓ **従業員本人が減税対象かどうか。**
- ✓ **減税対象となる配偶者（同一生計配偶者）がいるかどうか。**
- ✓ **減税対象となる扶養親族が何人いるか。**

## Point 2 減税対象の把握

✓ 減税対象となる配偶者（**同一生計配偶者**）がいるかどうか。



出典：TKC出版『事務所通信』定額減税特集号

# 押さえておきたい実務のポイント

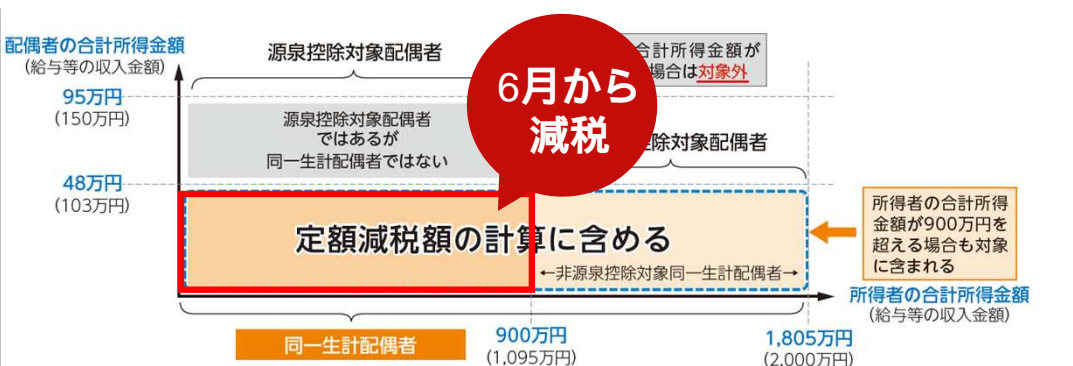
## Point 2 減税対象の把握

✓ 減税対象となる配偶者（**同一生計配偶者**）がいるかどうか。



### 令和6年分 扶養控除等申告書

令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書																																												
所轄税務署長等 〇〇〇〇株式会社	あなたの氏名 山田 一郎	あなたの生年月日 X年 X月 X日	配偶者の氏名 山田 一郎	あなたの氏名 山田 一郎	あなたの生年月日 X年 X月 X日	配偶者の氏名 山田 一郎	あなたの生年月日 X年 X月 X日	配偶者の氏名 山田 一郎	あなたの生年月日 X年 X月 X日	配偶者の氏名 山田 一郎																																		
税務署長 〇〇〇〇市〇〇町	あなたの住所 〇〇県〇〇市〇〇町X-X-X	あなたの住所 〇〇県〇〇市〇〇町Y-Y-Y	配偶者の住所 〇〇県〇〇市〇〇町Y-Y-Y	あなたの住所 〇〇県〇〇市〇〇町Y-Y-Y	配偶者の住所 〇〇県〇〇市〇〇町Y-Y-Y	あなたの住所 〇〇県〇〇市〇〇町Y-Y-Y	配偶者の住所 〇〇県〇〇市〇〇町Y-Y-Y	あなたの住所 〇〇県〇〇市〇〇町Y-Y-Y	配偶者の住所 〇〇県〇〇市〇〇町Y-Y-Y	あなたの住所 〇〇県〇〇市〇〇町Y-Y-Y																																		
あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなたが障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生いずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。																																												
区分等 A 源泉控除対象配偶者 (注1)	氏名 山田 花子	個人番号 *****	令和6年中の所得の見積額 360,000円	非居住者である親族 □ 配偶者 □ 特定扶養親族 □ その他	住所又は居所 〇〇県〇〇市〇〇町Y-Y-Y	異動月日及び事由 □ 異動月日 □ 異動事由	扶養親族の氏名 山田 花子			扶養親族の住所 〇〇県〇〇市〇〇町Y-Y-Y																																		
<p>扶養親族の氏名、住所、生年月日、住所又は居所、非居住者である親族の区分、異動月日及び事由</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>住所又は居所</th> <th>非居住者である親族の区分</th> <th>異動月日及び事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山田 花子</td> <td>〇〇県〇〇市〇〇町Y-Y-Y</td> <td>□ 配偶者 □ 特定扶養親族 □ その他</td> <td>□ 異動月日 □ 異動事由</td> </tr> </tbody> </table>										氏名	住所又は居所	非居住者である親族の区分	異動月日及び事由	山田 花子	〇〇県〇〇市〇〇町Y-Y-Y	□ 配偶者 □ 特定扶養親族 □ その他	□ 異動月日 □ 異動事由																											
氏名	住所又は居所	非居住者である親族の区分	異動月日及び事由																																									
山田 花子	〇〇県〇〇市〇〇町Y-Y-Y	□ 配偶者 □ 特定扶養親族 □ その他	□ 異動月日 □ 異動事由																																									
<p>障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>氏名</th> <th>個人番号</th> <th>生年月日</th> <th>住所又は居所</th> <th>非居住者である親族の区分</th> <th>異動月日及び事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□ 障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ 寡婦</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ ひとり親</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ 勤労学生</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										区分	氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族の区分	異動月日及び事由	□ 障害者							□ 寡婦							□ ひとり親							□ 勤労学生						
区分	氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族の区分	異動月日及び事由																																						
□ 障害者																																												
□ 寡婦																																												
□ ひとり親																																												
□ 勤労学生																																												
<p>他の所得者が控除を受ける扶養親族等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>住所又は居所</th> <th>非居住者である親族の区分</th> <th>異動月日及び事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										氏名	住所又は居所	非居住者である親族の区分	異動月日及び事由																															
氏名	住所又は居所	非居住者である親族の区分	異動月日及び事由																																									
<p>住民税に関する事項（この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>個人番号</th> <th>生年月日</th> <th>住所又は居所</th> <th>非居住者である親族の区分</th> <th>令和6年中の所得の見積額</th> <th>異動月日及び事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山田 花子</td> <td>*****</td> <td>2015.5.15</td> <td>〇〇県〇〇市〇〇町Y-Y-Y</td> <td>□ 配偶者 □ 特定扶養親族 □ その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>山田 花子</td> <td>*****</td> <td>2015.5.15</td> <td>〇〇県〇〇市〇〇町Y-Y-Y</td> <td>□ 配偶者 □ 特定扶養親族 □ その他</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族の区分	令和6年中の所得の見積額	異動月日及び事由	山田 花子	*****	2015.5.15	〇〇県〇〇市〇〇町Y-Y-Y	□ 配偶者 □ 特定扶養親族 □ その他			山田 花子	*****	2015.5.15	〇〇県〇〇市〇〇町Y-Y-Y	□ 配偶者 □ 特定扶養親族 □ その他																
氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族の区分	令和6年中の所得の見積額	異動月日及び事由																																						
山田 花子	*****	2015.5.15	〇〇県〇〇市〇〇町Y-Y-Y	□ 配偶者 □ 特定扶養親族 □ その他																																								
山田 花子	*****	2015.5.15	〇〇県〇〇市〇〇町Y-Y-Y	□ 配偶者 □ 特定扶養親族 □ その他																																								
<p>退職手当等を有する配偶者・扶養親族</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>個人番号</th> <th>生年月日</th> <th>住所又は居所</th> <th>非居住者である親族の区分</th> <th>令和6年中の所得の見積額</th> <th>異動月日及び事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族の区分	令和6年中の所得の見積額	異動月日及び事由																												
氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族の区分	令和6年中の所得の見積額	異動月日及び事由																																						



出典：TKC出版『事務所通信』定額減税特集号

# 押さえておきたい実務のポイント

## Point 2

## 減税対象の把握

✓ 減税対象となる配偶者（**同一生計配偶者**）がいるかどうか。

6月

7月

8月

9月

10月

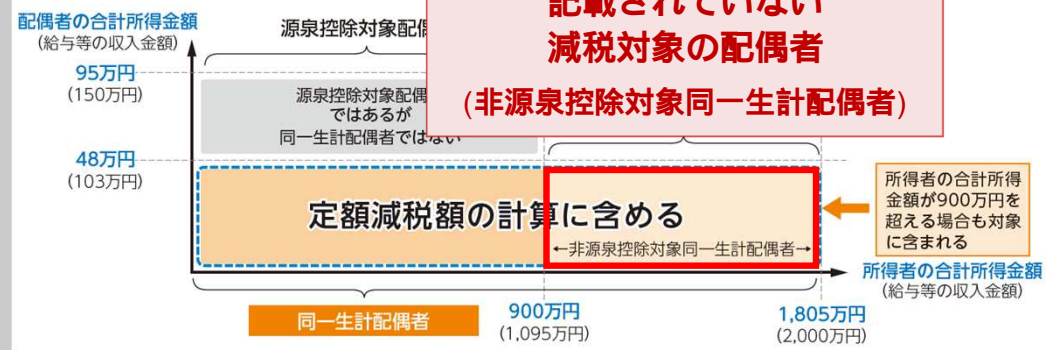
11月

12月

### 令和6年分 扶養控除等申告書

令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書							
所轄税務署長等 〇〇	給与の支払者の名称(氏名) 株式会社	(フリガナ) ヤマダ イチロウ	あなたの生年月日 X年X月X日				
税務署長 〇〇	給与の支払者の法人(個人)番号 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	あなたの個人番号 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	あなたの氏名 山田 一郎				
市区町村長	〇〇県〇〇市〇〇町X-X	あなたの住所又は居所 〇〇県〇〇市〇〇町Y-Y	配偶者の有無 有				
あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。							
区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号	扶養親族の種類	令和6年分の所得の見積額	非居住者である親族	住所又は居所	異動月日及び事由
源泉控除対象配偶者(注1)							
控除対象扶養親族(16歳以上)(平21.1以降生)							
障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生							
他の所得者が控除を受ける扶養親族等							
○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養控除等申告書の記載欄を兼ねています。)							
10歳未満の扶養親族(平21.1.2以降生)							
扶養親族							
扶養親族							
扶養親族							

空欄



扶養控除等申告書に記載されていない減税対象の配偶者 (非源泉控除対象同一生計配偶者)

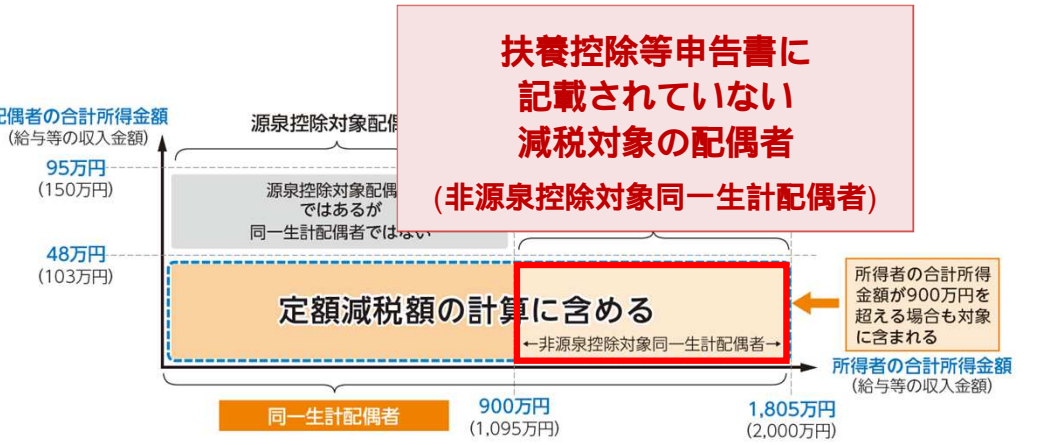
出典：TKC出版『事務所通信』定額減税特集号



# 押さえておきたい実務のポイント

## Point 2 減税対象の把握

✓ 減税対象となる配偶者（**同一生計配偶者**）がいるかどうか。



出典：TKC出版『事務所通信』定額減税特集号

## 令和6年分 年末調整に係る定額減税のための申告書

NEW 基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

基・配・所

あなたの今年の合計所得金額の見積りの計算

所得の種類 収入金額 所得金額

(1) 給与所得 円

(2) 給与所得以外の所得の合計額 円

あなたの今年の合計所得金額の見積額 (①②の合計額) 円

控除額の計算

900万円以下 (A) 48万円

900万円超 850万円以下 (B) 48万円

950万円超 1,000万円以下 (C) 48万円

1,000万円超 1,805万円以下 (D) 48万円

1,805万円超 2,400万円以下 48万円

2,400万円超 2,450万円以下 50万円

2,450万円超 2,500万円以下 16万円

配偶者の氏名等

配偶者の氏名 (フリガナ) 月 日

配偶者の氏名 (ローマ字) 月 日

配偶者の住所

配偶者の職業

配偶者の収入金額

配偶者の収入金額が900万円以下である場合は、配偶者控除の特典を受けることができます。

配偶者の収入金額が900万円を超えている場合は、配偶者控除の特典を受けることはできません。

所得金額調整控除申告書

あなたの今年の合計所得金額の見積額が48万円以下である場合は、所得金額調整控除の特典を受けることができます。

所得の種類 収入金額 所得金額

(1) 給与所得 円

(2) 給与所得以外の所得の合計額 円

あなたの今年の合計所得金額の見積額 (①②の合計額) 円

所得金額調整控除の特典を受ける場合は、所得金額調整控除の特典を受けることができます。

所得金額調整控除の特典を受ける場合は、所得金額調整控除の特典を受けることができます。

# 押さえておきたい実務のポイント

## Point 2 減税対象の把握

✓ 減税対象となる配偶者（**同一生計配偶者**）がいるかどうか。



### 令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書

**NEW** 令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書

扶養控除等申告書に記載されていない配偶者の分も6月から減税できるならしてほしいな・・・

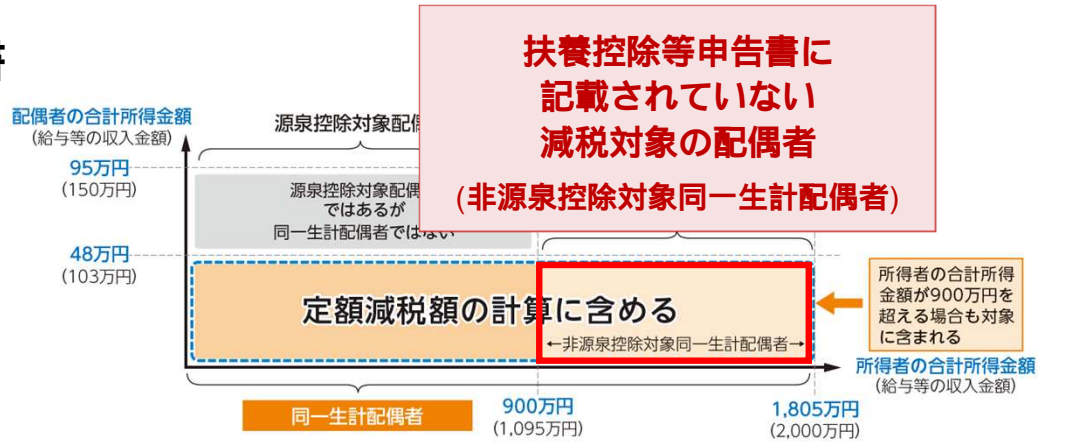
令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。)の源泉徴収から、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。

令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。)の支払日までに、この申告書を給与の支払者に提出してください。

【源泉徴収に係る申告書として使用】

【年末調整に係る申告書として使用】

扶養控除等申告書に記載していない配偶者の分も6月から減税できるならしてほしいな・・・



出典：TKC出版『事務所通信』定額減税特集号

令和6年6月から減税

# 押さえておきたい実務のポイント

## Point 2

## 減税対象の把握

✓ 減税対象となる扶養親族が何人いるか。

### 16歳未満の扶養親族

### 令和6年分 扶養控除等申告書



山田 太郎



山田 美子

記載されていない  
扶養親族

注意



山田 美子

令和6年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長等 〇〇〇〇	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇〇株式会社	(フリガナ) ヤマダ イチロウ	あなたの氏名 山田 一郎	あなたの生年月日 X X X X X X X X X X	あなたとの続柄 山田 一郎	扶養親族の種別 扶養親族(16歳以上)	扶
税務署長 〇〇	給与の支払者の法人(個人)番号 X X X X X X X X X X X X X X X X	あなたの個人番号 * * * * *	あなたの住所 〇〇県〇〇市〇〇町X-X-X	あなたの住所 〇〇県〇〇市〇〇町Y-Y-Y	あなたの配偶者 有	あなたとの続柄 本人	扶
市区町村長	あなたの住所 〇〇県〇〇市〇〇町X-X-X	あなたの住所 〇〇県〇〇市〇〇町Y-Y-Y	あなたの住所 〇〇県〇〇市〇〇町Y-Y-Y	あなたの住所 〇〇県〇〇市〇〇町Y-Y-Y	あなたの住所 〇〇県〇〇市〇〇町Y-Y-Y	あなたの住所 〇〇県〇〇市〇〇町Y-Y-Y	扶

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、重傷、ひとり親又は勤労学生にいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	氏名(フリガナ)	個人番号	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由
源泉控除対象配偶者(注1)	ヤマダ ハナコ 山田 花子	* * * * *		〇〇県〇〇市〇〇町Y-Y-Y	
主たる給与から控除を受ける 控除対象扶養親族(16歳以上)(平21.1.2以降生)	1				
	2				
	3				
	4				
障害者、重傷、ひとり親又は勤労学生					
他の所得者が控除を受ける扶養親族等					

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の扶養親族	氏名(フリガナ)	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	令和6年分の所得の見積額(※)	異動月日及び事由
16歳未満の扶養親族	ヤマダ タロウ 山田 太郎	* * * * *	子	平 29.5.15	〇〇県〇〇市〇〇町Y-Y-Y	円	
	ヤマダ ニコ 山田 美子	* * * * *	子	令 1.12.14	〇〇県〇〇市〇〇町Y-Y-Y	円	

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の扶養親族	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	令和6年分の所得の見積額(※)	異動月日及び事由
16歳未満の扶養親族(平21.1.2以後生)	ヤマダ タロウ 山田 太郎	* * * * *	子	平 29.5.15	〇〇県〇〇市〇〇町Y-Y-Y	円	
	ヤマダ ニコ 山田 美子	* * * * *	子	令 1.12.14	〇〇県〇〇市〇〇町Y-Y-Y	円	

# 押さえておきたい実務のポイント

## Point 2

## 減税対象の把握

✓ 減税対象となる扶養親族が何人いるか。



山田 参子

記載されていない  
扶養親族

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

### 令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書 令和6年分 年末調整に係る定額減税のための申告書

NEW

令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書

支払者の氏名	(フリガナ)	あなたの氏名
支払者の住所	(フリガナ)	あなたの住所又は居所
支払者の職業		
あなたの住所又は居所		

二次元コード

～記載に当たってのご注意～

この申告書は、同一生計配偶者や扶養親族に引き継ぎ控除額を加算して控除を受けようとする場合に提出するものです。ただし、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」(住民税に関する事項をみます。以下同じです。)に記載した源泉控除対象配偶者や扶養親族及び「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載した控除対象配偶者については、この申告書への記載は不要です。

この申告書は、あなたが「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出した給与の支払者にしか提出することはできません。

**【源泉徴収に係る申告書として使用】**…令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。)の支払日までに、この申告書を給与を支払う者(給与支払者)に提出し、源泉徴収を受けることとなります。

令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。)の源泉徴収から、以下に記載した者について定額減税を受けることができます。

- 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は18歳未満の扶養親族については、既に定額減税を受けている場合があります。
- この申告書は同一生計配偶者又は扶養親族を記載して提出した場合であっても、年末調整において定額減税額を加算して控除を受けようとする場合は「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載し、扶養親族については「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載して提出する必要があります。
- 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に記載の氏名等と記載した申告書と提出する必要があります。この場合、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出する人は、この申告書への記載した控除対象の配偶者(異動)申告書の記載を「確認してください」。
- 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に扶養親族を記載して提出した場合であっても、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載してください。

(注) 使用する目的に応じて、以下の欄の□にチェックを付けてください。

同一生計配偶者の氏名等

※ 記載しようとする配偶者の年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合は、控除を受けられません。

(フリガナ)	個人番号	生年月日

扶養親族の氏名等

※ 記載しようとする親族の年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合は、控除を受けられません。

氏名(フリガナ)	個人番号	生年月日	性別

令和6年6月から  
減税

NEW

基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

支払者の氏名	(フリガナ)	あなたの氏名
支払者の住所	(フリガナ)	あなたの住所又は居所
支払者の職業		
あなたの住所又は居所		

二次元コード

基・配・所

～記載に当たってのご注意～

この申告書は、同一生計配偶者や扶養親族に引き継ぎ控除額を加算して控除を受けようとする場合に提出するものです。ただし、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」(住民税に関する事項をみます。以下同じです。)に記載した源泉控除対象配偶者や扶養親族及び「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載した控除対象配偶者については、この申告書への記載は不要です。

この申告書は、あなたが「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出した給与の支払者にしか提出することはできません。

**【源泉徴収に係る申告書として使用】**…令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。)の支払日までに、この申告書を給与を支払う者(給与支払者)に提出し、源泉徴収を受けることとなります。

令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。)の源泉徴収から、以下に記載した者について定額減税を受けることができます。

- 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は18歳未満の扶養親族については、既に定額減税を受けている場合があります。
- この申告書は同一生計配偶者又は扶養親族を記載して提出した場合であっても、年末調整において定額減税額を加算して控除を受けようとする場合は「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載し、扶養親族については「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載して提出する必要があります。
- 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に記載の氏名等と記載した申告書と提出する必要があります。この場合、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出する人は、この申告書への記載した控除対象の配偶者(異動)申告書の記載を「確認してください」。
- 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に扶養親族を記載して提出した場合であっても、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載してください。

(注) 使用する目的に応じて、以下の欄の□にチェックを付けてください。

同一生計配偶者の氏名等

※ 記載しようとする配偶者の年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合は、控除を受けられません。

(フリガナ)	個人番号	生年月日

扶養親族の氏名等

※ 記載しようとする親族の年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合は、控除を受けられません。

氏名(フリガナ)	個人番号	生年月日	性別

年末調整で  
精算

**【所得金額調整控除申告書】**…あなたの本世帯の総所得金額が一定額を超えている場合は、所得金額調整控除を受けようとする場合に提出する必要があります。

年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「所得調整控除申告書」に「所得調整控除」の欄に「所得調整控除」と記載し、その項目に該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「所得調整控除申告書」を提出する必要があります。

年末調整における所得金額調整控除の適用については給与の支払者が判断し、その年の申告書に所得金額調整控除の適用の有無を記載する必要があります。

同一生計配偶者は、あなたと対象となる配偶者(配偶者控除を受ける人)及び自営業専従者(専従者控除を受ける人)で、年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得以外の場合は、給与の収入金額が48万円以下)の人をいいます。

# 押さえておきたい実務のポイント

## Point 3

## 給与・賞与の減税後の所得税計算

例



本人の社会保険料等控除後の給与の金額 : 250,000円  
源泉徴収税額 (給与) : 4,920円

	減税額	対象者	定額減税額 (合計)
所得税	3万円	× 4人	= 12万円

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲							乙	
		扶養親族等の数								
以上	未満	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	税額
			税							
245,000	248,000	6,420	4,920	3,200	1,570	0	0	0	0	35,400
248,000	251,000	6,530	4,920	3,300	1,680	0	0	0	0	36,400
251,000	254,000	6,640	5,020	3,410	1,790	170	0	0	0	37,500
254,000	257,000	6,750	5,140	3,510	1,900	290	0	0	0	38,500
257,000	260,000	6,850	5,240	3,620	2,000	390	0	0	0	39,400

【源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限】

- 納期の特例の承認を受けていない場合  
給与や賞与の支払った日の翌月10日
- 納期の特例の承認を受けている場合  
1. 給与や賞与の支払った日の翌月10日  
2. 上記の10日又は20日が日曜日、祝日などの休日または休日となる場合には、その休日明けの日が納期となります。
- 納期の特例の承認を受けていない場合は、加算税や延滞税を負担しなければならないことがあります。

245,000	248,000	6,420	4,920	3,200	1,570	0	0	0	0	35,400
248,000	251,000	6,530	4,920	3,300	1,680	0	0	0	0	36,400
251,000	254,000	6,640	5,020	3,410	1,790	170	0	0	0	37,500
254,000	257,000	6,750	5,140	3,510	1,900	290	0	0	0	38,500
257,000	260,000	6,850	5,240	3,620	2,000	390	0	0	0	39,400

6月支給の給与 源泉徴収税額 (給与) 4,920円 - 控除額 4,920円 = 納税額 0円

## Point 4

## 給与（賞与）支払明細書への控除額の記載

### 給与支払明細書

支給明細	
基本給	XXX,XXX円
	⋮
控除明細	
<u>所得税</u>	<u>X,XXX円</u>
(所得税減税前)	X,XXX円)
<u>(所得税減税額)</u>	<u>X,XXX円)</u>
	⋮

減税（控除）後の所得税額

所得税から減税（控除）する額

所得税減税累計額はXX,XXX円です。  
次回以降の令和6年中の給与・賞与であとXX,XXX円減税  
されます。

# 押さえておきたい実務のポイント

## Point 5

## 納付書の記載内容

減税後の金額を記載  
(減税前の金額の記載は不要)

区分	支払年月日	人員	支給額	税額
俸給・給料等 (01)	06XXXX	XXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
賞与役員賞与を除く (02)				
日雇労働者の 賞金 (06)				
退職手当等 (07)				
税理士等の 報酬 (08)	06XXXX	X	XXXXXX	XXXXXX
役員賞与 (03)				
同上の支払 確定年月日				

年末調整による  
不足税額 (04)

年末調整による  
超過税額 (05)

本 税

延 滞 税

合計額

支払分源泉所得税  
及び復興特別所得税

06XX

国庫金

住所 〒XXX-XXXX (電話番号 03-1234-5678)

〇〇県〇〇市〇〇-XX-XX

氏名 (名称)

〇〇〇〇株式会社 様(御中)

摘要

# 押さえておきたい実務のポイント

## Point 5

## 納付書の記載内容

0円

区分	支払年月日	人	員	支	給	額	税	額
俸給・給料等 (01)	06XXXX		XX		XXXXXX			0
賞与役員賞与を除く (02)								
日雇労働者の賞金 (06)								
退職手当等 (07)								
税理士等の報酬 (08)								
役員賞与 (03)								
同上の支払確定年月日								
住所 (所在地)	〒XXX-XXXX (電話番号 03-1234-5678)							
氏名 (名称)	〇〇〇〇株式会社 様(御中)							
合計額								¥ 0



減税により「税額」の「合計額」欄が0円となった場合でも、納付書の各欄を記載し、税務署に提出する必要があります。

TKCの「電子納税かんたんキット」は0円納付にも対応しています！



## 定額減税の実務スケジュール

**実際に給与担当の皆さまが行う実務のスケジュールを確認します。**

## 定額減税の実務スケジュール

6月10日に給与の支給を想定した場合の主な減税事務の流れ

4月	<ul style="list-style-type: none"><li>● 従業員に定額減税について案内</li></ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"><li>● 住民税の特別徴収税額の通知（6月分は0円）</li><li>● 給与等支払明細書に控除額を表示するための準備</li><li>● 必要に応じて「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」等の回収</li><li>● 申告書等をもとに、定額減税対象者を把握（必要に応じて社員情報を修正）</li></ul>
6月1日	<p>月次減税事務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 各人の月次減税額の把握（各人別控除事績簿等による管理）</li></ul>
6月 2~6日	<p>月次減税事務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 給与計算（所得税の月次減税額の控除、住民税の特別徴収なし）</li><li>● 給与等支払明細書への控除額の表示</li><li>● 減税済額と残額等を記録（各人別控除事績簿等による管理）</li></ul>
6月10日	<ul style="list-style-type: none"><li>● 給与の支給</li></ul>
7月~11月	<ul style="list-style-type: none"><li>● 納付書の提出・納税</li></ul> <p>月次減税事務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 給与計算（所得税の月次減税額の控除、住民税の減税後の額の特別徴収）</li><li>● 給与等支払明細書への控除額の表示</li><li>● 給与等の支給</li></ul>
11月	<p>年調減税事務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 対象者の確認（「基礎控除申告書」）</li><li>● 年調減税額の計算（「扶養控除等申告書」「配偶者控除等申告書」「年末調整に係る定額減税のための申告書」）</li></ul>
12月	<p>年調減税事務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 年調減税額の控除</li><li>● 源泉徴収票への控除額等の表示</li></ul>

## 定額減税の実務スケジュール

6月10日に給与の支給を想定した場合の主な減税事務の流れ

4月

- 従業員に定額減税について案内

の特別徴収税額の通知（6月分は0円）

明細書に控除額を表示するための準備

令和6年分 年末調整に係る定額減税のための申告書

「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」等の回収

**要チェック!**

7/1入社



6月2日以降入社社員



年の途中で扶養等に変更

## 11月 年調減税事務

11月

- 対象者の確認（「基礎控除申告書」）
- 年調減税額の計算（「扶養控除等申告書」「配偶者控除等申告書」「年末調整に係る定額減税のための申告書」）

12月

### 年調減税事務

- 年調減税額の控除
- 源泉徴収票への控除額等の表示

## 定額減税の実務スケジュール

6月10日に給与の支給を想定した場合の主な減税事務の流れ

4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員に定額減税について案内</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民税の特別徴収税額の通知（6月分は0円）</li> <li>給与等支払明細書に控除額を表示するための準備</li> <li>必要に応じて「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」等の回収</li> <li>申告書等をもとに、定額減税対象者を把握（必要に応じて社員名簿参照）</li> </ul>
6月1日	<p>月次減税事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各人の月次減税額の把握（各人別控除実績簿等に照らし合わせ）</li> </ul>
6月2~6日	<p>月次減税事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給与計算（所得税の月次減税額の控除、住民税の特別徴収税額の算出）</li> <li>給与等支払明細書への控除額の表示</li> <li>減税済額と残額等を記録（各人別控除実績簿等）</li> </ul>
6月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与の支給</li> </ul>
7月~11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>納付書の提出・納税</li> </ul> <p>月次減税事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給与計算（所得税の月次減税額の控除、住民税の特別徴収税額の算出）</li> <li>給与等支払明細書への控除額の表示</li> <li>給与等の支給</li> </ul>
11月	<p>年調減税事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の確認（「基礎控除申告書」）</li> </ul>

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	〒	市区町村	番	号	住居表示	氏名	（フリガナ）	（漢字）	（氏名）	（個人番号）	（従業員番号）
	△△市〇〇市1-2-3						ヤマカワ	山川			11222334	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収額	税額	税引率	源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額
給料	14400000	12300000	2849930									
（源泉）控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者	控除対象扶養親族の数	16歳未満扶養親族の数	障害者（本人を）	特別	住宅借入	特別	特別	特別	特別	特別	特別
	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円 非控除対象配偶者減税有												

- 定額減税による控除額
- 控除しきれなかった額

12月

### 年調減税事務

- 年調減税額の控除
- 源泉徴収票への控除額等の表示